

## 「さぬき市小規模事業者経営改善資金利子補給事業」のご案内

さぬき市では、市内小規模事業者の経営基盤の強化や新分野進出などの積極的な事業展開の促進を図るため、小規模事業者経営改善資金（マル経資金）の貸付を受けた小規模事業者に対する利子補給を実施しています。

### 1 補助対象者

次の要件のすべてに該当する方。

- ① さぬき市商工会の推薦を受け、日本政策金融公庫が小規模事業者を対象に行う小規模事業者経営改善資金融資を受けた者であること。
- ② 市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる者（個人にあっては1年以上継続して市内に在住している者）であること。
- ③ 市税を完納していること。
- ④ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度の申請者でないこと。

※小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業は5人）以下の会社及び個人をいいます。

### 2 補助対象利子

日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金融資制度により借入れた融資に係る償還利子。

### 3 補助率・上限額

1月1日から12月31日までの間に日本政策金融公庫へ支払ったマル経融資に係る約定利息（返済遅延により加算された延滞利息は補助対象外となります。）について、年利率0.5%の部分に相当する額を補助します。ただし、融資利率が1%未満である場合には、約定利息の2分の1の額を補助します。

マル経融資の額が1,000万円を超える場合は、1,000万円に係る部分に限ります。

### 4 補助期間

設備資金については、初めて借り受けた日から起算して5年以内。

運転資金については、初めて借り受けた日から起算して3年以内。



【お問い合わせ先】 さぬき市役所 商工観光課

TEL : 087-894-1114 FAX : 087-894-3444

E-mail : syokokanko@city.sanuki.lg.jp